

平成27年第1回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成27年3月26日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第2号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第3号 本巢市職員の給与に関する条例及び本巢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第6 議案第5号 本巢市教育長の勤務条件に関する条例について
- 日程第7 議案第6号 本巢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第8 議案第7号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 本巢市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について
- 日程第11 議案第10号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 本巢市生涯学習施設条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第16号 本巢市教育集会所条例を廃止する条例について
- 日程第18 議案第17号 本巢市景観条例について
- 日程第19 議案第18号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第25号 平成27年度本巢市一般会計予算について
- 日程第21 議案第26号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第27号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第28号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第24 議案第29号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第30号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第26 議案第31号 平成27年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第27 発議第1号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 発議第2号 地方創生特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第2号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第3号 本巣市職員の給与に関する条例及び本巣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第6 議案第5号 本巣市教育長の勤務条件に関する条例について
- 第7 議案第6号 本巣市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 第8 議案第7号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第8号 本巣市デイサービスセンター、本巣市在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第9号 本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について
- 第11 議案第10号 本巣市保育所条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第11号 本巣市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第12号 本巣市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第13号 本巣市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第14号 本巣市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第15号 本巣市生涯学習施設条例を廃止する条例について
- 第17 議案第16号 本巣市教育集会所条例を廃止する条例について
- 第18 議案第17号 本巣市景観条例について
- 第19 議案第18号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第25号 平成27年度本巣市一般会計予算について
- 第21 議案第26号 平成27年度本巣市国民健康保険特別会計予算について
- 第22 議案第27号 平成27年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第23 議案第28号 平成27年度本巣市簡易水道特別会計予算について
- 第24 議案第29号 平成27年度本巣市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第25 議案第30号 平成27年度本巣市公共下水道特別会計予算について
- 第26 議案第31号 平成27年度本巣市水道事業会計予算について
- 第27 発議第1号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第28 発議第2号 地方創生特別委員会の設置について
- 追加日程第1 地方創生特別委員会委員の選任について

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	白井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得	小野島広人	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山本憲		

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号11番 中村重光君と12番 村瀬明義君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

では、報告をさせていただきます。

3月19日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には、委員6名と議長が出席をし、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件6件、協議案件1件について慎重に審査、協議をいたしました。

初めに、産業建設部関係の付託案件、議案第17号 本巢市景観条例について、議案第18号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例について、協議案件、議案第25号 平成27年度本巢市一般会計予算のうち、産業建設部、林政部及び根尾総合支所に属する予算についての審査、協議を行いました。

議案第25号 平成27年度本巢市一般会計予算に係る協議では、委員から非常に多くの質疑及び要望がありました。

主なものを申し上げます。地域別の道路や河川等の工事予定箇所数と事業費について、一つ、農地中間管理事業に係る農地の集約状況と補助金の配分について、一つ、野生生物保護管理事業の対象動物と報奨金について、一つ、野生獣肉処理加工施設に関する販売施設等の整備について、一つ、新規就農総合支援事業補助金の支給対象者と条件について、一つ、経営体育成支援事業補助金と元

気な農業産地構造改革支援事業補助金の違いについて、一つ、山口頭首工の早期改修について、一つ、淡墨公園周辺森林整備事業と淡墨公園の整備計画について、一つ、林道整備事業予算の積極的な施行について、一つ、市の補助金を受ける観光協会の事業内容について、橋梁定期点検の目視点検について等々の発言がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、議案第28号 平成27年度本巣市簡易水道特別会計予算について、議案第29号 平成27年度本巣市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第30号 平成27年度本巣市公共下水道特別会計予算について、議案第31号 平成27年度本巣市水道事業会計予算について、協議案件、議案第25号 平成27年度本巣市一般会計予算のうち、上下水道部に属する予算についての審査、協議を行いました。

議案第25号に係る協議では、委員から、農業集落排水事業及び公共下水道特別会計への繰出金と収支の状況についての質疑と、接続率を上げることによる収支の改善についての要望等がありました。

以上、報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 江崎達己君。

○総務企画委員会委員長（江崎達己君）

それでは報告させていただきます。

3月20日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、白木教育長、各所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件5件、協議案件1件の審査と協議を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第2号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、協議案件、議案第25号 平成27年度本巣市一般会計予算のうち、総務部、議会事務局、根尾総合支所に属する予算について協議を行いました。

議案第25号に係る協議では、委員から多くの質疑や要望がありました。主なものとしては、一つ、市民税の法人分が前年度に比べ減額となる理由について、一つ、地域振興基金充当事業のうち、卒業アルバム作成助成事業の対象人数及び通学・下宿補助事業に係る要項の改正について、一つ、市営バスの運行及びデマンド交通に係る方針等について、一つ、公共施設等総合管理計画策定事業の対象施設と策定委託の内容等について、一つ、消防団員の地域別定数の充足状況について及び消防団応援隊の設置状況及び処遇等について、一つ、モレラ駅における樽見鉄道と岐阜バスの乗り継ぎの改善について、一つ、行政バス運転手賃金予算の減額理由について、一つ、建物解体撤去工事費の対象家屋について等の質疑がありました。

続いて、企画部関係の付託案件、議案第3号 本巣市職員の給与に関する条例及び本巣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につ

いて、議案第5号 本巢市教育長の勤務条件に関する条例について、議案第6号 本巢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について、協議案件、議案第25号 平成27年度本巢市一般会計予算のうち、企画部に属する予算について協議を行いました。

議案第25号に係る協議では、委員から、一つ、一般職職員3名減員への対応について、一つ、「住みます芸人」によるPR事業の活動内容等について、一つ、第2次総合計画と地方版総合戦略の整合性及び策定に係る市民参加等について、一つ、大まんぷく祭フォロー事業の御当地グルメPRについて、一つ、市民提案事業補助金交付事業の継続について、一つ、ふるさともとす応援寄附金に係る方針について、一つ、庁舎等統合検討事業及び旧長嶺小学校改修事業の進め方について、一つ、地方交付税の今後の見込みについて、一つ、総務一般管理費の講師派遣料の内容について等の質疑がありました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋勝美君。

○文教福祉委員会委員長（高橋勝美君）

文教福祉委員会の報告をいたします。

3月23日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催しました。

委員会には委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、白木教育長、各所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件12件、協議案件1件について慎重に審査、協議をいたしました。

初めに、市民環境部関係の付託案件でございますが、議案第7号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第26号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計予算について、議案第27号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について、協議案件、議案第25号 平成27年度本巢市一般会計予算のうち、市民環境部に属する予算についての協議を行いました。

議案第25号の協議では、委員から、一つ、NEOさわやかセンターたかおから根尾診療所へ移設したトレーニング機器の利用状況について、一つ、衛生費の動物死体処理委託料の動物の種類別の料金について等の質疑がありました。

続きまして、健康福祉部関係の付託案件でございます。

議案第8号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について、議案第9号 本巢市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について、議案第10号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について、議案第11号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、議案第12号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、協議案件では議案第25号 平成27年度本巢市一般会計予算のうち、健康福祉部及び根尾総合支所に属する予算について協議を行いました。

議案第25号の協議では、一つ、生活困窮者自立支援事業の住居確保給付金の支給期間について、一つ、生活保護扶助費の予算と対象世帯数が減少した理由について、一つ、介護予防事業の1次予防事業と2次予防事業の区分について、一つ、真正幼稚園園舎改修事業の文化財発掘作業委託業務の内容について、一つ、本巣幼稚園駐車場整備の予定場所と完成予定について等の質疑がありました。

続いて、教育委員会関係の付託案件、議案第13号 本巣市体育施設条例の一部を改正する条例について、議案第14号 本巣市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、議案第15号 本巣市生涯学習施設条例を廃止する条例について、議案第16号 本巣市教育集会所条例を廃止する条例について、協議案件、議案第25号 平成27年度本巣市一般会計予算のうち、教育委員会に属する予算についての協議を行いました。

議案第25号の協議では、一つ、一色小学校の校庭芝生化の範囲とポット芝の価格等について、一つ、小学校小規模改修事業のうち、本巣小学校南門ゲート改修工事に関連した安全対策について、一つ、席田郡設立1300年記念事業の講師謝金についてと、催馬楽は席田小の児童が演じるのかという質問について、一つ、青少年平和教育研修事業の参加中学生の募集計画と研修実施時期について、一つ、小・中学校の太陽光発電の設置面積等について、一つ、小・中学校の指導用教材整備事業の教材使用方法と効果について、一つ、文化財保存事業補助金の補助対象件数と補助による効果等について等の質疑がありました。

以上で報告いたしました。

○議長（黒田芳弘君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第2号から日程第7 議案第6号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、議案第2号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第6号 本巣市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第2号から議案第6号までについては、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 江崎達己君。

○総務企画委員会委員長（江崎達己君）

それでは、議案第2号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果について報告します。

委員からの消防団員の処遇改善は、今後も国の動向や他市町の状況を見ながら考えていくのか、それとも市独自で考えていくのかとの質問には、執行部から、国の動向は無論のこと、金額等については他市町との調整を図っていく旨の回答がありました。また、ラッパ隊員についての改正は行

わないのかとの質問には、ラッパ隊員についての交付税措置等の規定がされていないため見直さない旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第3号 本巣市職員の給与に関する条例及び本巣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果について報告します。

審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。委員からの今回の制度改正により市長の権限が拡大し、教育の政治的中立性への影響が懸念されるが、どのように考えるかとの質問には、執行部から、改正があっても、教育委員会はこれまでどおり合議制をとることに変更はなく、市長との協議調整は行いが、最終的な執行権は教育委員会に留保される旨の回答がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして議案第5号 本巣市教育長の勤務条件に関する条例についての審査の経過と結果について報告します。

審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして議案第6号 本巣市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についての審査の経過と結果について報告します。

審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

議案第2号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第2号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第3号 本巢市職員の給与に関する条例及び本巢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第3号 本巢市職員の給与に関する条例及び本巢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

教育というのは、政治的中立性、また継続性、安定性が求められるというふうに言われています。今度の教育委員会制度の大幅な、私たちは改悪というふうに思っておりますけれども、それによっ

て、そうしたことが大きく後退するのではないかという懸念が持たれています。例えば、新教育長については市長の任命、また新たに設けられる総合教育会議の招集は市長、教育に関する大綱を定めるのも市長というふうに、市長の権限が大幅に拡大してまいります。そうしたことによって、政治的中立性などが脅かされるのではないかという懸念が持たれているわけであります。

例えば、これまででも、大阪府や大阪市などでは、そうした事態が生まれてきています。従前の制度でもそういう事態が起きていたわけでありますけれども、この本巢市において、今の市長の間はいいとしても、今後全く政治的立場が違ったような市長がなった場合に、教育委員会、あるいは教育に対する姿勢が大きく転換される可能性もなきにしもあらずであります。そうした本来の教育の役割を損なうおそれのある制度の改定には私は反対でありますし、それに基づく、今回の条例改正でありますので、やっぱり反対せざるを得ないというふうに考えております。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

賛成の討論をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月に公布され、今年4月1日から施行されることになっております。この法律の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革が行われたことにより、本巢市の関係条例の整理が行われるものであります。

先ほど、反対討論にありました政治的中立性が保たれていないということではありますが、先ほど委員長報告の中にもありましたが、教育委員会は引き続き執行機関であること、総合教育会議で首長と協議調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているということで、確保されているとの解釈がされます。この法律に基づいて、本巢市の条例の整理をするものであり、何ら問題はないと思いますので、これに賛成とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第5号 本巣市教育長の勤務条件に関する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第5号 本巣市教育長の勤務条件に関する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第6号 本巣市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第6号 本巣市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第7号から日程第17 議案第16号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第8、議案第7号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、日程第17、議案第16号 本巣市教育集会所条例を廃止する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第7号から議案第16号までについては、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋勝美君。

○文教福祉委員会委員長（高橋勝美君）

議案第7号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果について報告します。

委員からの国保収入が不足した場合の対応についての質問には、執行部から、数年間、医療給付費の急激な増加がなく、ほぼ横ばいで推移をしていることから今回の改正を行ったものであり、不足時には基金の繰り入れで対応する旨の回答がありました。また、市町村国保の都道府県化への対応についての質問には、都道府県化も踏まえながら、今後の保険税率の検討を進めていく旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号 本巣市デイサービスセンター、本巣市在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果について報告します。

委員からの利用者定員を減らすことから支援センターの職員数も減らすのかとの質問には、執行部から、職員数も減らすとの説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号 本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例についての審査の経過と結果について報告します。

執行部から補足説明を受けた後、審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号 本巣市保育所条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果について報告します。

執行部から補足説明を受けた後、質疑を行いました。委員からの名称を「利用料」から「保育料」に変更するのかとの質問には、そのとおりですとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 本巣市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果について報告します。

執行部から補足説明を受けた後、質疑を行いました。委員からの根尾地域は民営の保育園から市立幼稚園に変わるが、保育料に変動はあるのかとの質問には、執行部から、所得によって保育料は変わり、単純比較はできないが、市の保育料は2人以上の園児の場合の減額規定があり、民営の保

育園より安いと思われるとの説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果について報告します。

執行部から補足説明を受けた後、審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果について報告します。

委員からは、この条例の施設使用料に照明の使用料も含むのかという質問には、執行部から、照明料金は別途請求する旨の説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果について報告します。

委員からの一色小学校体育館使用料の変更理由についての質問には、執行部から、他の施設の使用料との整合性を図るため改正する旨の説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号 本巢市生涯学習施設条例を廃止する条例についての審査の経過と結果について報告します。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号 本巢市教育集会所条例を廃止する条例についての審査の経過と結果について報告します。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（黒田芳弘君）

議案第7号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

この条例の改正について少しお伺いをいたします。

今、報告の中にありましたように、現状のままで運用することにおいて何ら問題がないというような報告がなされております。そうするなら、わざわざ条例を改定する必要もなかろうかと思っておりますけれども、委員長の御意見はどのようでありますか。よろしくお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

文教福祉委員会委員長 高橋勝美君。

○文教福祉委員会委員長（高橋勝美君）

現状では、基金としては残っておりますし、高額医療者が減ったということもございますし、経過的には医療費がそんなに出ていないということがありましたものですから、基金もありますので、ちょっと下げてやったらどうかという意見が出ていました。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

ただいま議題となっております議案第7号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

本巢市国民健康保険税条例の第3条に、100分の8.60と記載されています。改正案においては、100分の6.20と記載されております。また、第4条においては3万5,300円と記載され、改正案においては2万5,100円との報告がなされています。また、第5条においては3万900円と記載されているものを2万5,600円と修正とのことであります。この金額には、別紙に既に記載されている旨の報告がなされており、それに従って運用されています。

また、この保険税については、県内市町村別々に記載され、運用されていると聞いておりますが、平成30年、県において統一をするという作業が今行われているとのことです。今、この条例案をわざわざ改定する必要もなからうかという思いがしております。平成30年において、県から何らかの数値が通達された後、この通知を記載すれば済むことであり、今行っても何ら国民に対して、また市民に対して迷惑のかかることはないかと思っております。

この数値の入れかえをすることによって、作業手続等に時間と経費を要し、その経費は一般会計から出すこととなります。市民からお預かりした大切なお金を一円たりとも無駄にすることはできないとの思いから、この議案第7号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する案に反対したいと思いますので、議員各位におかれましては、御賢察の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。以上。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

法律なり条例というものは、基本的に本文でもって運用されるのが前提です。その例外規定として、当分の間、附則を適用して運用するということがございませう。国民健康保険税条例については、この間、ずうっと附則で対応してきた。そのこと自体がやっぱり法律という観点から考えてみたときに、不正常的な状態であったということで、たびたび申し上げてきました。それが今回是正されるということで、このことについて、本来の姿に戻ったというふうを考えられ、私は賛成をいたしませんし、県内で県一本化の方向が出て、そういう方向へ進んでいくとしても、税条例が県一本化されるわけではありません。

だから、いずれにしても、本巢市として、国民健康保険税をどうしていくかということを経上明確にしていくということは当然の話であり、最低限の仕事だというふうを考え、賛成をするものであります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第7号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を25分でお願いします。

午前10時10分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

議案第8号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第8号 本巣市デイサービスセンター、本巣市在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第9号 本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第9号 本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第10号 本巣市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第10号 本巣市保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第11号 本巣市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第11号 本巣市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第12号 本巣市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第12号 本巣市立幼稚園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第13号 本巣市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第13号 本巣市体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第14号 本巣市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第14号 本巣市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第15号 本巣市生涯学習施設条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第15号 本巣市生涯学習施設条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第16号 本巣市教育集会所条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第16号 本巣市教育集会所条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18 議案第17号及び日程第19 議案第18号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第18、議案第17号 本巣市景観条例について及び日程第19、議案第18号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第17号及び議案第18号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

議案第17号 本巣市景観条例についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第18号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（黒田芳弘君）

議案第17号 本巣市景観条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員会委員長は席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第17号 本巣市景観条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第18号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第18号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20 議案第25号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第20、議案第25号 平成27年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

それでは、2点についてお聞きしたいと思います。

予算書の80ページでございます。

19節の細節516野生獣肉用処理加工施設建設補助金と、前ページの、関連しますが公有財産購入費、さらに委託料の細節335でございますが、関連してございまして、この3節を合計しますと7,642万8,000円ということで、説明資料でいきますと56ページ、そちらのほうでお聞きをしたいと思います。

1つは、事業概要の中で、解体処理室、肉加工室及び関連備品というふうに、この事業概要が説明してございます。さらに、次に効果の中で、この肉処理加工品を市の特産品として市内外に発信できるというふうに効果として上げておられますが、1つは解体をされて加工して、さらに販売をするのかなあというふうに思っているんですが、特産物としての販売方法といたしますか、どういうふうに御計画をされているのか、まずその1点をお聞きしたいことと、先ほど言いました7,642万8,000円については、国の補助金、県の補助金、そして仮称ではございますけれども、市の補助金、全て100%補助金で対応して計上しておられるように財源内訳を見ますと、さらに事業の根拠、合わせて説明を見ますと、そのように判断ができると思います。

このように100%補助金で、さらに土地を購入した、そういう事例というか前例があればちょっと参考にお聞きしたいと思います。とりあえず2点についてお聞きしたいと思います。

もう1点は、教育費の図書館費でございます。116ページ、117ページに関連するんですが、117ページの中で、しんせいほんの森の館長さんを新しく報酬を計上して、新設されるのではないかと

いうふうに思います、この予算上でいきますと。さらに前のページに戻りまして、専任の図書司書の報酬が倍になっているんですね、前年に比べて。ということは、図書司書を増員といいますか、選任されるのかなあとと思いますが、さらに選任されて、図書館長を新しく置かれるという予算計上になっているんですね。その新しい図書館長といいますか、しんせいほんの森の館長という人選、人をどのように選ぶのか、計画があればお聞きしたいと思いますが、2点についてお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長及び教育委員会事務局長に求めます。

まず1点目、産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

この野生獣肉処理加工施設につきましては、現在、猟友会のメンバーであります一般社団法人里山ジビエ会、会員の方が29名お見えになるんでございますが、そちらでお願いしておりまして、補助につきましては、議員おっしゃいましたように、国の補助金等を利用して100%の補助を行うものでございまして、施設につきましてもジビエ会で運営管理をしていただくと。このことにつきましては、市の有害鳥獣の捕獲という意味もございまして、捕獲したものの処理等につきましてもお願いをしていくものでございまして、目的が公益目的ということで、無償での貸与、あるいは補助の対象にしているものでございます。

販売計画につきましては、議員おっしゃいましたように、解体処理室やら獣肉利用熟成庫、あるいは加工室、関連備品を購入することといたしておりますが、当分の間、有害獣の捕獲及び狩猟で得た個体のうち、解体処理による一般廃棄処分ということを行いまして、一部を食肉加工により販売する計画というふうにお聞きをしておるところでございます。今後につきましては、そのノウハウやら方法については、販売施設等、今のところ計画はしておりませんので、その部分については、今後協議をして進めてまいりたいというふうに考えております。

土地の無償貸与、あるいは補償につきましては、他市町の状況についてはちょっと把握をしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

2点目の質問につきまして、教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

それでは、お尋ねの図書館長の応募基準等についてお答えをさせていただきます。

本年度までは、職員1人、専任図書司書1人と日々雇用の図書司書2名の4人の体制で図書館の運営に当たってまいりました。このたび、職員の退職に伴い、日々雇用職員の図書司書を1名にし、専任図書司書2名の体制にするとともに、図書館長を公募し、4人の体制でしんせいほんの森の運営を行っていく予定であります。

館長の公募につきましては、広報紙、ハローワーク等に登録し、図書司書の資格のある者を公募いたしております。人選につきましては、これまでの経験とか今後の計画等を積極的に行っていただけの人を選任する計画であります。以上であります。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

前段の質問の中で、私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、土地購入も含めて、100%補助で、過去に本巢市の事業中でそういう事業があったのかどうかということをお聞きしたい、もしあればお聞きをしたいというふうにお願いしたんですが、もう1つ、販売については、これから協議をしていくということでございますけれども、いずれにしましてもこういう新しい事業、そして7,600万という経費を費やしていく計画の中には、私はある程度販売方法も含めて、どう進めていくかというのが必要ではないかと思うんですが、もう一度、その点についてお聞きします。

それから、2点目の図書館のことにつきましては、館長さんというのはやっぱり資格を有しながら経験も必要だと思いますが、公募の中できちんとその辺もうたって公募されるということでございますね。確認でございますけれども、以上、お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

土地購入の以前のそういうものがあるかというような御質問でございますが、ちょっとその部分の前例についてちょっと承知はしておりません。申しわけありません。

それから、販売方法等につきましては、確かに販売先ですとか、処分の仕方等については、ジビエ会の会長さんあたりの考え方もございますし、ある程度、委託先、あるいは販売先のこともあるやにお聞きしておりますが、具体的なものについては、今のところ確認をしているものではございません。例えば、鹿ですと、食肉となる部分が1割程度、あるいはイノシシで3割程度というようなことをお聞きしておるんですが、そのほかの部分については、一般廃棄物として処理していくということで、現在その処理に困っているという部分がございます、それを何とかしたいということがございまして、こういう施設をつくっていくということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

公募の条件等につきましては、既に図書司書等の条件を付して公募をいたしております。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

文教福祉委員長よりの報告にありましたように、予算の説明資料の117ページ、真正幼稚園園舎改修事業、その中で、駐車場整備が上げられておりますが、駐車場整備の1,358万7,000円、それに付随して、文化財発掘作業委託が約半分の660万と、こんなようなことになっておりますが、文化財発掘作業の作業委託の詳細をお聞きいたしたいと思いますが、林部長ではだめでしょう。大変申しわけないが、これは林部長の所管ではなしに、教育委員会のほうだと思っておりますが、詳細をできるだけお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長 岡崎誠君に求めます。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

ただいま御質問のありました発掘調査の詳細についてであります。

文化財保護法では、市有地の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事を行う場合には、発掘届をなすべきことを義務づけられております。埋蔵文化財包蔵地における土木工事により埋蔵文化財が破壊される場合には、埋蔵文化財保存にかかわる、次に考えられる策として、記録を保存するために発掘調査が行われるものであります。

今回の市有地の埋蔵文化財包蔵地、教念寺遺跡内にある真正幼稚園園舎改築・改修工事におきまして、教育委員会が試掘調査を3調査区を設け実施した結果、須恵器とか土漆器と伴う遺構、土坑4基と、畝状の遺構が4基確認されました。今回、実施される駐車場800平米の工事においては、耕土を剥ぎ取って造成し、擁壁の設置、舗装工事が実施される予定であり、耕土のすぐ下、20センチから30センチのところに包含層が確認されております。この遺構を保存するために必要な50センチ以上の保護層を確保することができないため、本発掘調査を実施して、埋蔵文化財がここにありますよというような記録を残していくために行うものであります。

工事の内容といたしましては、グリッド測量、基準ぐい、格子ぐいを5メートル間隔に実施し、それをもとに遺構測量調査をし、平面図、断面図を作成していくものであります。以上であります。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

9番 安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

耕土を20センチから30センチということでございます。800平米の面積の中でそういった工事が進められ、その後、舗装工事がということで、駐車場として整備はされるという計画であります。路盤を安定させるのにセメント処理とかいうようなことをお考えなのか、お伺いしたいと思います。セメント処理をするということになりますと、地権者の承諾も要するようなことも考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問でございます。

駐車場の整備につきましては、これは農地ということで、前にもちょっと言ったことがあるんですけど、一応、農地法5条の関係がございまして、昨年10月に申請がしてありまして、約1年ほどかかって、ことしの秋ごろに許可がおりるだろうという想定でございます。一応、整備工事についての計画といたしましては、許可がおり次第、先ほど言われましたような、耕土を取りまして、先ほどセメント処理と言われましたけど、一応、山土等で埋め戻すといいますか、埋め立てをして、当然外壁をつくりまして、転圧をかけるというような計画ではおります。

今の御質問の中で、史跡を掘った後というのは、史跡のほうでは多分もとどおりの状態には多分戻していないんじゃないかなと思われまして。といいますのは、史跡で掘った後に、また耕土で多分埋めるような形になろうかと思えますもので、そののところを同じように掘って、それで埋め立てをするのではないかなあというふうに思っています。

過去に、糸貫の東幼稚園の工事をやったときに、あそこは面積的には狭くて小規模だったんですけど、同じように中から遺跡が出てきまして掘ったんですけど、あのときも掘って、たしかビニールシートか何かで覆ってまして、それが終わった時点で埋め立てを開始したというようなことで、多分同じような形でやっていくのではないかなあというふうに思っております。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

予算書の86ページの商工費、03観光費、区分13の委託料でございます。観光振興事業委託料300万3,000円、予算説明資料の73ページを見ていただいたほうがいいと思うんですが、魅力最大化誘客促進事業に、ワークショップなどによる観光資源の魅力アップ戦略、観光地への誘客戦略及びおもてなし向上戦略が見えてきたので、今後実証事業により来訪者の生の声を聞いて、誘客の手法が強化できると、大変ありがたい御説明がされておりますが、この向上戦略がどのように見えてきたのか、具体的にお聞きしたいと思います。それから、また今年度の実証事業でございますが、これはどういった具体的な事業を行われるのか、2点お聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

魅力最大化誘客促進事業につきましては、平成26年度に関して、モニターツアーを3回実施しております。それから、もとまるの薄墨桜音声ナビの開発などを行っておりまして、戦略につきましては、平成25年度に開催したワークショップの検討結果によりまして、樽見鉄道をキーワードとし

で誘客を図っていくというような方針でございます。

なお、平成27年度につきましても、施設周辺の魅力づくり、あるいはモニターツアーの等価、実証結果に基づく誘客体制の整備等を行ってまいりたいというふうに考えておりました、具体的に申し上げますと、閑散期の夏、あるいは冬にモニターツアーを実施したり、その意見をいただく、あるいは根尾米を使った甘酒の制作等も考えておるようございまして、薄墨温泉、あるいは薄墨桜の冬のライトアップ計画等も考えてはおりますので、いろんなことを試していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

3点ほどお伺いをいたします。

重度障害者のタクシー利用促進事業に235万2,000円が計上されていますが、どのような内容なのかということと、また本市において重度障害者の対象人数と、あとタクシーチケットを利用するということですが、どこのタクシー会社と契約をされるのかをまずお尋ねをします。

それからもう1点は、大気測定局舎建設事業に754万9,000円が計上されていますけれども、大気測定の内容の説明と、またその情報をどのように市民に伝えるのか、お尋ねをいたします。

もう1点は、日中友好協会についてお尋ねをいたします。予算内容と事業目的についてお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

1点目の質問についての答弁を健康福祉部長 林正男君に求めます。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの重度障害者タクシー利用助成事業について、3点御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、内容でございます。本来、このタクシー事業というのは、本巢市内では重度障害者の方を対象に、NPOのわかばというところが有償運送でやってみたと。この3月いっぱいやめられるということで、急遽、市として方法を考えないといけないというようなことで、時間のない中で、とりあえずタクシーの助成をしようというようなことで、今回計画をさせていただいたものでございます。

対象となる方につきましては、ここの資料にもちょっとございますが、身体障がい者の手帳の1・2級を持ってみえる方、また療育手帳のA、A1、A2と、それと精神の障害者の福祉手帳1級を持ってみえるということで、この3種類につきましては、非常に重度な方を対象としておるわけでございます。そのほかには、もちろん市内在住の方であったりとか、入院、入所をしていない方、それとあとは、自動車税の障がい者の減免の措置を受けておられない方というようなことです。

ね。それと、本人さんと同居の親族の方がある程度の所得があって、その一定の所得以下の方を一応対象としております。

実際には、どんな助成なのかというところになりますと、1回の乗車運賃が初乗り料金ということで、送迎を含めまして1回が700円と。これは、月に2回、年間にしますと24回のチケットをお渡しするというようなことでございます。

あと、対象者ですね、対象者の数という御質問があったかと思いますが、対象者につきましては、先ほど言いました障がい者の1・2級とか、療育手帳のAとか、A1とかA2、それと精神の健康福祉手帳の1級というところで、対象者は合計しますと約721名お見えになります。この内訳は、障がい者の1・2級が592人、それと療育手帳のA、A1、A2が81名、それと精神の障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が48人ということで、合計721名の方がお見えになります。

実際、手帳の保持者の総数を言いますと、合計では1,859人お見えになりまして、先ほど言いました721人というのは、今の対象となる方を率で割り出していきますと1,859人の中から721人の該当者、パーセントでいきますと約38%ということで、721の方が対象になるということでございます。

それと、予算措置につきましては、この721人のうち、実際に使われるだろうという想定をいたしまして、その約20%で約140の方を予算の対象ということで計算をさせていただいております。それと、数につきましては、もう1つ、今現在NPOわかばのほうで輸送サービスを受けておられる方が38名ほど実はお見えになりまして、その中から対象予定者の方が約20名お見えになるというのが対象者の関係でございます。

それとあともう1つ、タクシー、どこの会社をというお話でしたね。まだ、これは、今担当のほうで準備を今進めておるわけですけど、いろんなタクシーの組合等が幾つございまして、それも会社としてやってみえるタクシー会社と個人タクシーでやってみえる方の組合が結構幾つかございまして、いろいろと情報を取り寄せまして、今折衝をしている最中でございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

1点目の質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

2点目のお尋ねについてお答えをさせていただきます。

この大気測定局の局舎建設事業でございますが、岐阜県が整備いたします大気観測の自動測定機器を設置するための局舎を建設するものでございます。昨年より検討、協議をしまして。事業費でございますが、754万9,000円でございます。一般財源にて賄いをさせていただくということで、県の補助制度はございません。岐阜県におきましては、大気汚染物質PM2.5等の汚染物質の状況把握に努めるため、平成27年度から34年度までの間に、県内にこの測定局を8カ所新たに整備するという計画となっております。本市におきましては、27年度を予定しておるところでございます。

す。この整備を行うことで、国の事務処理基準をクリアすることができまして、市内の測定データをリアルタイムで把握ができるということもございます。こうしたことで、市民に対して、いち早く注意喚起ができるということで、事業効果も高いものと考えております。

お尋ねの点でございますが、この測定データにつきましては、全部で7項目ございまして、県のホームページ、岐阜県大気環境の状況ということで、随時リアルタイムにデータが掲載されることとなっております。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

3点目の質問についての答弁を教育委員会事務局長 岡崎誠君に求めます。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

3点目のお尋ねの青少年友好交流協会補助金114万7,000円の内容について御説明させていただきます。

本巣市補助金交付要綱に基づきまして、山西省青少年友好交流協会補助金といたしまして、研修会及び交流会に要する経費として7万6,000円、事務局職員の人件費に要する経費といたしまして102万6,000円、計110万2,000円を補助しているものであります。以上であります。

[発言する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

もう1点ね、内容について済みません。

岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

失礼しました。

内容につきましては、青少年友好訪日団招聘事業といたしまして、本巣市内の青少年との交流、また研修生招聘事業、隔年で実施しておりますけど、本巣市役所にて行政研修、あと来日した訪日団の研修等の計画とかを実施されております。また、青少年文化美術作品交流展事業を実施しております。本巣市内の園、小学校、中学校の子どもの作品、参加者200名、約150点を山西省のほうに送付、また山西省のほうからは書を中心に25点送付され、4地域の文化祭にて展示をする事業等を協会のほうで実施していただいております。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

1点目のタクシーの件なんですけれども、対象人数が140名ということで、今予算に計上されている235万では足りなくなるのではないかという思いがしておりますけれども、まだ施行されていませんのでよくわからないだろうという思いがしておりますけれども、そういう人たちの利用度が高くなってくれば、当然予算が足らなくなるであろうと思っておりますけれども、そういう場合においては補正を組む覚えがあるのかということと、2点目の大気測定の云々ですけれども、県のほ

うのホームページでそれを随時見られますよということですが、これは見ないとわからないということなのか、私としては、せっかく機械がそこに設置されているとするなら、何らかの形で、非常に今問題になっておる中国のP何とかというのが出てきたときに、特にそういう形を市民に知らしめるべきであろうという思いがしておりますので、一般会計のほうからなされているということであれば、それを有効に使うべきではないかなあという思いがしておりますので、県は県として、市としてどのように市民に知らしめるのか、改めてお伺いをいたします。

それから、3点目の日中友好協会についてですけれども、これは今の説明の中で、また私もそれなりに調べてきましたけれども、この設立のときに目的ということが書かれているんですけれども、この目的の内容について、後で執行部のほうから言ってもらえれば結構なんですけれども、私なりにちょっと調べたものの中において、中国語の会話講座の設立事業とか、中国文化を知るための事業とか、青少年海外育成事業等々が上げられておるんですけれども、青少年の育成事業においては余りいい評判を聞いておりません。前回においては、10人を募集したところ、10人に満たなかったというような覚えがしております。また、この講座等等はどこでやっておるのか余りよく知られていません。

そういうことを含めて、今回予算も、今説明の中で聞いていますと、大半が人件費ということになっておりますけれども、余り多くの事業をやっていないのに、人件費が100万強あるということについては、少しいかがかなあという思いがしておりますので、その点について、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

それぞれ答弁を願います。

まず1点目、健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

今の御質問で、利用の数がまたふえた場合、補正等予算の対応はということでございますが、当然利用者がふえて予算が足らなくなれば、これは補正ということもあり得るだろうと思います。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

2点目の分につきまして御答弁をさせていただきます。

県のシステムにおきましては、各測定局のデータをリアルタイムに収集をしておるわけでございますので、必要に応じまして、緊急時の場合は、ファクシミリ等によりまして連絡をいただくことになっております。また、注意喚起の方法でございますが、特に議員御指摘のPM2.5の濃度につきましては、1日の平均値が大気1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予想される場合については、市民に対して注意喚起を行っていきたいと思います。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

それでは、交流協会の設立の目的であります。

日本国本巣市と中国山西省の青少年が友好親善交流を図り、豊かな国際感覚を養い、相互理解を深め、郷土の活性化を図ることを目的として設立されております。その中の事業で、議員御指摘の中国語会話講座の開設事業、また中国文化を知るための事業等の2点が上げられております。現在、中国語の会話の講座等は実施していないと思います。また、人件費102万5,000円の補助の内容でありますけど、職員の勤務体制として、週3日勤務で、月・水・金、午前9時から午後4時、訪日団訪中研修がある場合などには、勤務日を適宜調整し、勤務をさせていただいているところであります。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、最初の2点においては、それなりの御答弁で了解をいたしておりますけれども、3点目の中国の云々に関しては、102万5,000円が人件費ということであって、経費の中の大半を、99%ぐらいを占めているんじゃないかなあというような思いをしているわけでございますけれども、この中で、今言われたような事業体系、事業、本来の目的であるものがなされていない中において、どうして月・水・金の勤務体制の中において100万からの給料を払わなければいけないのか。事務所に座ってぼおっとしておるだけで100万円もらえるということになれば、少し考えなければいけないんじゃないかなあという思いがしておりますのでお聞きをしたわけです。それに対して、答えることはできませんかと思っておりますけれども、そんな思いがしておりますので、よろしく願いをいたしておきます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

予算説明資料23ページの防犯灯のLED化推進事業ということですが、このLED化につきましては、以前、議会で一般質問もさせていただきました。随時、普通の水銀灯からLED灯にかえるということで、ここの説明にもありますように、大変効果があるということで、例えば電気料金が年間約650万円ほど削減が見込めるというようなことで、大変うれしく思っていますが、また私のほうの自治会の中でも、水銀灯からLEDにかえたことによって、以前よりも明るくなり、防犯上も明るくて大変よいということで、市民からもそういった喜びの声も私も聞いております。

しかし、この防犯灯ですが、例えば市の施設、施設の周りの防犯灯、街灯になるんですかね、防犯灯にもなるんですが、そういったのはまだまだLED化が進んでいないんじゃないかなと思いま

すが、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

100ワットの防犯灯でございますが、現在600基ございまして、平成26年度に300基、来年度に300基ということで、公共施設の周りの防犯灯につきましても、そこの中でかえていく予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

2番 江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

どの程度の変換なんですか。数がわかれば教えていただきたいと思いますが、それから前の水銀灯ですと、中には丸い灯で全体を明るくするというような、旧式のあれはそうっております。今現在のLEDの防犯灯は、反面だけを照らすというふうで、大変機能的だと思います。というのは、南部ですと、街灯のところに、隣は水田があつたりすると、障害を起こすとか、そういった問題もあります。ゆえに、そういったLED灯にかえていくのが必要じゃないかと思っていますので、お願いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

先ほど申し上げました水銀灯100ワットの600につきましては、本巢市内全域で600基ございますので、全ての水銀灯100ワットについてはLED化してまいります。それから、水銀灯40ワットも170基ほどございますが、それも随時かえてまいりますので、市内全域と考えていただいて結構だと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、幾つかありますので、まず最初に健康福祉部、市民環境部、教育委員会について、それぞれ一、二点お伺いをいたします。

まず、健康福祉部の関係で、予算書の23ページに、国庫負担金、あるいはまた補助金がございますが、その中で、認定こども園の運営負担金、保育の緊急確保事業補助金というのがございます。この事業内容について、まずお伺いしたいと思います。

2つ目は、これも予算書の65ページで、保育園費の給料が26年度の当初予算1億1,400万円余りが、今回8,470万余りということで大きく減額になっています。こうしたことによって、保育園の職員体制が一体どうなっているのか、このことについてお伺いをしたいと思います。

市民環境部では、先ほど大気観測局の話が出ましたけれども、この大気観測局というのは県の事業ですね。県が主体の事業です。でも、財源は市の一般財源だけだというのは非常に不合理だというふうに思うんですが、そのあたりは県との関係でどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

次に、教育委員会で、これも先ほど図書館費で質問がございましたので、その上で1点だけお伺いしたいと思います。去年、ほんの森の運営協議会で、滋賀県の愛荘町というところに視察に行きました。愛荘町というのは、町村レベルでは全国一の図書館行政をやっているということで評価をされているところでもありますけれども、そこも比較的若い人を公募で館長に来てもらって、女のんですが、彼女を中心に図書館運営を手広く、そして強力で押し進めてきています。

今回、市も公募をするわけで、恐らく比較的若い人が来るだろうというふうに思います。そうすると、さまざまな思いを持って応募をされるんで、そういった人の思いをしっかりと受けとめ、伸ばしてやるような配慮と体制づくりが必要ではないかというふうに思います。その点について、お考えがありましたらお伺いしたいと思います。

とりあえず、以上4点です。

○議長（黒田芳弘君）

それぞれ答弁を願います。

まず、健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問の1点目でございますが、国庫の負担金の認定こども園の運営費の負担金ということで148万9,000円、これにつきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、私立の認定こども園に通園する児童に給付をした額、つまり支弁額でございますが、そこから徴収金、つまり保護者が負担する額でございますが、これを差し引いた額を基本額と言いますが、この基本額につきましては、国が2分の1、それと県が4分の1の負担金が交付されるということで、今回計上させていただきました。

その内訳といいますか、現在、市外の私立幼稚園に通園している園児は、12園で約60人ほどあるわけございまして、この12園のうちの1つが、子ども・子育ての新制度によりまして、認定こども園への移行を前向きに検討している旨の確認をいたしております。これによりまして、4月より認定こども園に移行した場合を想定いたしまして、今回計上をしたものでございます。

そしてまた、当負担金は、従来の市立保育所入所児童に係る保育所の運営費負担金と同様のシステムということになっております。この金額の内容でございますけど、先ほど言いましたように、給付金、支弁額が519万3,396円ということで、徴収金が221万4,000円、差し引きしまして、基本額として297万9,396円でございます。その金額に国の負担率の2分の1を掛けたものが148万9,000円ということ。ちなみに、県は4分の1でございますので、74万4,000円ということござい

す。

それともう1点の保育緊急確保事業費の補助金でございますが、426万7,000円ということで、このことについてちょっと御説明をさせていただきます。

これも、子ども・子育て支援新制度の地域の子ども・子育て支援事業として位置づけられております事業が13事業ございまして、そのうち、保育の緊急確保事業として実施されます3つの事業がありまして、この事業について、国の補助金の交付対象として事業費の3分の1というものが補助金として入ってくるわけでございます。

その3事業でございますが、まず1つ目が乳児の家庭全戸訪問事業といいまして、我々では赤ちゃん訪問という名前をつけてやっておるわけでございますが、これが事業費が83万7,000円ございまして、その補助、3分の1ということで27万9,000円。それと、2つ目の事業としまして、子育ての短期支援事業ということで、これはショートステイとかトワイライトステイということで、これは少ないんでございますが、事業が7万2,000円ということで、2万4,000円の補助ということで。それと、3つ目の事業でございますが、これは、地域子育て支援拠点事業ということで、従来ありました子育ての支援センター事業でございます。これにつきましては、市内には幾つかの子育て支援センターがございますので、事業費の合計は1,189万2,000円ということで、補助につきましては396万4,000円ということで、この3つの事業の合計をしますと426万7,000円の補助金ということでございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

2点目でございますが、予算書の65ページに民生費の児童福祉で保育園費がございます。これが今の御質問の中でありましたように、今年度は8,471万8,000円ということで、昨年が1億1,405万5,000円ということで、約2,933万7,000円ほどが減っているということでございますが、実は予算書の中で110ページのところに、教育費と幼稚園費、そして幼稚園の管理費の給与というところがございます。ここのところでは、幼稚園の保育士の一般給がここに上がっておるわけですが、ここでは、ことしは9,925万3,000円ということで、昨年が6,726万8,000円ということで、約3,198万5,000円ほど、今回この幼稚園のほうはふえておるということで、先ほどの御質問の中では保育園の中で減っているということですが、実は今の御説明で、幼稚園費のほうに今度はふやしてあるということですが、これは一応予算を立てるに当たっては、大体の新年度の想定をするわけでございますが、実際に4月に入って、職員の配置等をしますと、予算と若干そのあたりが食い違うといえますか、数の関係とかそういうので変わります。

そして、今幼稚園でございますので、保育園の部があったり、幼稚園の部があったりということで、先生をそれように配置がえをします。今回、特に退職者、もしくは休職をしている職員等がございますので、そういったものも含めて、新規採用者を幼稚園の予算のほうにある程度固めたというようなことで、保育園側のほうが少なくなって、幼稚園側が多くなっているといったような現状

でございます。また、多分6月の議会のときには、今の4月以降の現状でまた見直しをかけて、補正をお願いするという形になるかと思えます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

ただいまの3点目のお尋ねにつきまして、答弁をさせていただきます。

この大気汚染常時監視の制度につきましては、大気汚染防止法によりまして県が実施することになっておるところでございます。昨年来の県との協議の中で、県の事業目標といたしまして、平成27年度から平成34年度までに県内に8カ所の局を設置するという事の計画が示されておりました。その中で、建物については自治体が建設をし、測定機器については県が設置、運用、管理をすることによって協議が調ったものでございます。

今後につきましても、市と県の連携のもとに、市民の健康の保護及び生活環境の保全に努めてまいりたいと考えておりますので御理解を願います。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

それでは、新しく公募されました館長の思いを伸ばす体制づくりということについてお答えさせていただきます。

4月からは、新しい館長を中心に、本巣市子どもの読書活動推進計画の目標である子どもが読書に親しむ機会づくり、子どもの自主的な読書活動を支えるための環境整備、子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備に関する施策が新しい館長のもと積極的に推進できるよう、また図書館及び図書室が幼児から高齢者までのあらゆる人々に対して、資料や情報を提供し、生涯学習を支える文化の拠点として、市民に密着した図書館運営が図られるように、図書館、図書室、社会教育課の協力連携体制を整えまして、新しい館長が十分に力を発揮できるようにしてまいりたいと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

3番目の大気測定局につきましては、県との協議の結果、これからたくさんつくるので、大変なので建物については市で何とかやってくれということで県から来たんだろうというふうに思いますが、いずれにしても県の事業で100%市がというのは、基本的にはあり得ない話だと思うんですね。だから、そういったことは、今回は別にしても、これからは何かあるかわかりませんが、そういった姿勢はきちんと貫くように、最低でも半分の負担をすとか、そのくらいのことをやっぱりやってしかるべきだろうというふうに思います。これはそういうことで結構です。

教育委員会の部分につきましては、新しい館長を、今言われたように一生懸命支えてほしいと思いますし、ほんの森だけでなく、ほかの図書室も含めた総合的な図書関係のさらなる進展のために、新しい館長が力を発揮できるようなバックアップ、体制づくりをぜひとも具体的に進めていってほしいと思います。それは、新年度になってからということになりますので、まだ答弁は結構ですが、改めて要望だけ申し上げておきます。

それでは、産業建設部と林政部について、それぞれお伺いをいたします。

まず1つは、予算書の78ページに、漁業の振興費補助金が昨年度同様125万組まれています。昨年は、この事業内容について、あるいは事業計画についていろいろ聞きましたけれども、なかなかはっきりしないままでありました。今回はその事業計画というのは明確になった上で、補助に値するということで補助金を計上されたのかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、これも先ほど高田議員から質問のありました野生の獣肉処理加工施設について、先ほどの答弁を聞いておまして、ちょっと拙速な感じを受けました。この事業が販売までを含めた総合的な事業をやることによって経営というのは成り立っていくのではないかというふうに思いますが、まだそういった具体的な方向性についてはこれからという、特に販売については、まだ今のところは考えていないと、これから協議していくんだという話であります。本来ならば、そういったことも踏まえて、経営見通しを持って、そしてそれに合わせてどういうふうに施設を整備していくかという話し合いになってくのが本来の筋だと思んですが、その点がどうも曖昧な気がしてなりません。そういう意味で拙速ではないかという気がします。

そこでお伺いしたいのは、事業でありますので、うまくいく場合も、うまくいかない場合もあります。うまくいかない場合、経営を安定させるために、運営補助をやっていくつもりなのかどうかということが1つと、もう1つは、建物はジビエ会のものになりますね。そうすると、仮にさらに経営が悪化して、事業からの撤退というようなことになった場合には、その建物の後処理、対応について市がどうかかわりを持っていけるのか、そのあたりの話し合い、契約というのはどうなっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

3つ目です。長良川糸貫線についてお伺いします。

東海環状が20年開通ということですので、それに合わせて、長良川糸貫線も必ず整備ができるようにしてほしいということをおっしゃっておりますけれども、実際の長良川糸貫線の整備の見通し、計画についてはどうなっているのか、お伺いをいたします。

もう1つ、産業建設部の関係でお伺いしたいと思いますのは、ことしは米価が大幅に下落をいたしました。岐阜のハツシモも2,000円ぐらい下落したというふうに思います。そういう事態を受けて、JAぎふは緊急支援をことしの1月に発表しておりますが、国のほうもそれに対応する施策を打ち、市もホームページなどで米価暴落に対する対応をとっているというのは事実ではありますが、ただいづれも市独自の施策ではないんですね。市独自として、こうした暴落に対しては、何らかの対応を考えられないだろうか。特に、お米の主要な生産地では、そうした施策をとっているところもありますが、本巣市の場合はどうなのか、お伺いをしたいと思います。

最後に、林政部で、薄墨公園周辺の森林整備ということで、遊歩道や展望施設などということを上げられていますが、さらに具体的な計画、できれば図面も含めて、この場で図面というわけにはいかないでしょうから、後ほど結構ですが、具体的な中身をお知らせ願いたいと思います。特に、展望施設といったときに思い出したのが、断層の展望公園が、たしか6,000万ぐらいで整備されたと思います。そのときに、本当にこれがいいのかどうなのかということをごさん論議した記憶があります。現状はどうかというと、ほとんど人の寄りつけないような状態に放置をされているというのが、残念ながら実態ではないでしょうか。断層の展望公園と、今度整備されようとするところは状況が全く違いますので、そうなるとは言いませんけれども、頭の中をちょっとよぎりましたので、具体的にどういう方向なのかということをご教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

それぞれ答弁を求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、1点目の御質問の漁業振興補助金についてお答えをさせていただきます。

平成27年度におきましても、前年度同額125万円を予算計上させていただいておりますが、漁協の事務局に照会をかけておりますが、27年度につきましては、漁場の埋没改修工事、あるいは河川渇水時のアユの遡上対策、根尾川清流体験教育、あるいは河川の環境保全対策費として計画をされておられるのうち、市の補助対象事業としては500万円ほどを計画されているというふうにお聞きをしているところでございます。詳細の計画につきましては、今月末に行われる漁協の総会で承認された後、事業計画を提出されるというふうにお聞きしているところでございます。

2点目の野生獣肉処理加工施設のジビエ会の経営につきましては、当面販売施設等を今のところは計画しておりませんので、販売による収入というのはそんなに多く期待できませんが、有害の捕獲、あるいは個体数調整等による捕獲で、委託料、あるいは報償金を得ていただく中で運営をしていただくものと、それから現在、鹿、イノシシ、あるいは猿、ヌートリア、カラス等の処理につきましては埋設処分としていただいておりますが、それがなかなかもう処理できないというようなこともございまして、その処理について、例えばそのまま処分していただくとすると、処理に3万円、5万円というお金がかかる。ここで解体して処分するとなれば、1頭当たりが、例えば鹿、イノシシであれば3,000円程度、あるいは猿やヌートリア等については1,000円程度になるというようなことで、処分費も軽減できるというような中で、もちろんその処分費については必要なので、市からの部分、今までもその処分費についても支払いをしている部分でございまして、そういうものを活用していただいで運営していただきたいというふうにご考えておるところでございまして、ジビエ会のほうでも、そのような考え方を持っておられるというふうにご考えております。

それから、長良川糸貫線につきましては、平成26年度に県の呼びかけもございまして、東海環状自動車道のアクセスについて調整会議が開かれております。これは、岐阜県を主に、岐阜市、本巣市、北方町で調整会議を行いまして、東海環状自動車道岐阜インターチェンジ、仮称でございまして

が、及び糸貫インターチェンジ周辺地域道路整備計画というものをその4つの組織でつくっておりまして、先ほど議員おっしゃいました2020年度までに、何とか長良川糸貫線につきましても、本巢市で北のナガレ交差点の上から岐阜市に向けてを市で整備し、岐阜市から西部縦貫道のほうに向けては岐阜市で整備される。ほかの部分については県でも整備するというようなことで、2020年をめどに整備したいというふうに、その計画ではなっております。今後も調整をしながら、その事業を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、米価の下落対策のお話でございますが、御指摘のとおり、市の補助金、あるいは補填というものは、今のところ考えておりません。26年度の米価暴落に対する対策・対応につきましては、稲作農業の体質強化緊急対策ということで、平成26年度の国庫補正予算ができました。このことにつきましては、市のほうで全て事務処理とかを行っております、周知、あるいは事務処理をしていく中で、平成26年度の収穫に対してでございますが、27年度に取り組む資材費の低減、あるいは生産コストを低減させる取り組みを実施する場合、その取り組み面積に応じて交付するというようなことで、これは認定農業者、それから集落営農などの要件がございますが、10アール当たり2,000円、それから直播栽培の場合は10アール当たり5,000円というような交付額が決まっておるものがございます。

それから、ナラシ対策といたしまして、米の販売価格が過去5年間の平均を下回った場合に差額を補填するというようなことでございまして、このことについてもやっぱり認定農業者とか集落営農が基本でございますけれども、それに対する交付額、これはまだ金額が決定しておりませんが、1俵当たり800円程度と試算されているものでございます。それと、一般のお米をつくっておられる方に対しましても、ナラシ移行のための円滑化対策として、26年産のみの措置で、一般農家の価格補償でございますが、1俵程度400円ということで試算をされている部分がございます。この事業につきましては、全て市のほうで事務処理等を行っているものでございます。

ジビエ会への運営補助につきましては、現在は運営補助を特別に考えているものではございませんが、先ほども申しあげました委託料、あるいは報償金、それから処分費等で賄っていただけないというふうに考えておるところでございます。

ジビエ会が撤退した後の処理やかかわりということでございますが、そういうことになると、猟友会といいますか、例えば今の有害鳥獣の捕獲すらできないというような状態になることも考えられますので、そういうことというのはちょっと私のほうでは今のところ考えてはおりません。今後も、そのことについては続けていっていただきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

続きます。林政部部长 小野島広人君。

○林政部参事兼部長心得兼根尾総合支所長心得（小野島広人君）

5点目の御質問でございますけれども、薄墨公園の周辺の森林整備事業でございますけれども、27年度におきましての事業の中身でございますけれども、薄墨公園の北側のつり橋を渡ったところ

に、昭和50年代に林業構造改善事業で、うすずみバンガローという形でバンガローと炊事棟等が立っておりまして、事業を行っていたわけでございますけれども、平成18年度をもって休止状態になっているということでございまして、大変見苦しいこともございますので、林道から東側にありますバンガローごと及び炊事棟1棟を耐用年数が過ぎているということで、今回撤去しまして、そのあたりの森とバンガローへ誘導しておりました歩道等がございますので、その歩道を舗装したり、防護柵等を新たに設置やら補修を行うものでございます。

また、高台のところに、現在もあずまやがございまして、バンガローを撤去することによって、公園全体及び根尾の市街がよく見えるということで、このあずまやの修理をして、広場という形で整備をする予定でございます。また、この林道につきましては、セラピーロードという位置づけにもなっておりますので、いわゆる利用された方にこの高台を休憩所として使っていただくというふうで、今後の利用を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、概要図が私の手元に1枚ありますので、何でしたらそれを御提供させていただければと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

少しだけ簡単に申し上げたいと思いますのは、最初の補助金につきましては、事務局に尋ねたらということでもありますけれども、それは逆に、補助金の申請は向こうからやってくるわけですね。こちらが補助金どうですかと聞きに行くわけではないので、だから尋ねたらこうだったというのは、やっぱり主客逆転しているのではないかというふうに思います。

それと、2つ目の撤退ということはもう頭がないんだと、当然だと思うんですね。それで結構なんですけれども、ということは、別の言い方をすれば、撤退しないような、継続できるような状況にしていけないかん。そのために、もし仮に販売所もつくったりいろんなことをやって、なおかつやっぱりうまくいかない。正直言って、本巢市は後発になりますので、そういうような場合には、やっぱり市として必要な援助を考えていかないと、経営は成り立たないということも当然想定されます。

だから、どういう形で今後進めていくのかということは、当事者ときちんとさらに詰めていかなければならないだろうと思うんで、そういった契約を交わすのかどうなのかは別にして、そういった取り組みについてはやっぱりきちんとやってほしいというふうに思いますが、その点についてのお考えをお伺ひしたいと思います。

米価暴落はなかなか難しい話ですが、本巢市の農業に対する施策の一つとして考えられることは、市でどうしてもできない場合は、国の制度、いろんなほかの制度を活用しながらということもありますけれども、さらに必要に応じて、常に検討の材料にしてほしいということだけ申し上げておきます。

最後は、あずまやの修理をして休憩所にする。そこが展望施設になるということですね。バンガローや炊事棟については、前々から撤去してやったらどうかということをお願いしておりましたので、撤去して整備することについては私も賛成ですので結構です。図面については、議会が終わってから、後でいただければ結構です。以上です。

2番目だけ再答弁をちょっといただければと思います。

○議長（黒田芳弘君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

先ほどの中で、ジビエ会イコール猟友会というようなメンバーばかりなんでございますけれども、この方たちの活動はやっぱり続けていただかないと、市として有害の駆除等に困っていくというようなこともございますし、まだ販売とかの施設をつくるわけではございませんが、その施設の運営については、先ほど申しあげました処分費、あるいは委託料、報償金等も活用していただくということで今のところは計画しておるわけでございますけれども、この先、例えば今おっしゃいましたように、成り立っていくかどうかということもございますけれども、その辺について、今後ジビエ会とも、先ほどおっしゃいましたように、当事者との契約も必要じゃないかと。僕も考えておるんでございますけれども、もちろんジビエ会との使用の契約とか、市でもこういう要項が必要になることもあるというふうに考えておりますけれども、ジビエ会に対する援助ということではなくて、経営が成り立つような形で今後進んでいくというようなことは必要かというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を1時15分からよろしく申し上げます。

午後0時03分 休憩

午後1時18分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

日程第20、議案第25号 平成27年度本巢市一般会計予算について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは討論を行います。

御承知のように、市政運営の基本の大きな一つは市民参加、市民協働をいかに進めていくかという点にあるというふうに思っています。そういう点で、これまでいろいろな施策を講じられてきたことは事実だと思っています。けれども、残念ながら、毎年のように、この点で疑問符をつけざるを得ないというのも事実であります。27年度予算案でも幾つか指摘せざるを得ません。第2次総合計画の策定に向けて、昨年ワークショップを4地域それぞれで開催しました。昨年の3月議会で、私は予算を見る限り、形式的に終わる懸念があるとして、大塚古墳公園をめぐるワークショップの例を挙げ、実体の伴ったワークショップの開催を求めました。

しかし、各会場20人までとするなど、幅広く市民の声を聞くという点からすれば、問題があると言わざるを得ません。また、庁舎の問題については、庁舎統合検討委員会の設置を上げています。この委員会は、統合を大前提にしています。しかし、合併協議の内容や19年の庁舎整備検討委員会の報告、こういった歴史もあります。分庁方式を再検討するにしても、そうした歴史を踏まえ、統合ありきではなく、市民の意見をしっかり把握しながら、そのあり方を検討するというのが道理ではないでしょうか。市民説明会の開催も言われていますが、市民参加、市民協働というのは、計画段階からの市民参加が基本です。統合ありきの方向を打ち出してから市民に説明するというのでは、市民参加、市民協働にはならないのではないのでしょうか。

また、先ほどの質疑の中で、野生獣肉処理施設の補助金についても幾つか申し上げました。補助金を出して施設をつくっていくということについては異論はないものの、進め方がいかにも拙速ではないか、このように言わざるを得ません。新年度予算には、私も求めてまいりました留守家庭教室の拡充や平和に関する事業など、新たな計画も打ち出されています。このことについては、大いに評価をしたいと思います。先ほど述べたような理由から、本予算に反対するものであります。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

反対の討論が出ましたので、賛成の討論をさせていただきます。

市長の所信表明では、将来の厳しい財政環境を踏まえながら、平成27年度の予算編成に当たっては、当面する国を挙げての地方創生と経済再生に取り組むため、市民の安心・安全のため、防災対策を初め、建設事業を含めた景気雇用対策や教育、子育て支援を充実・強化するための幼稚園、小・中学校の整備を重点的に行うとされておりまして、新年度の一般会計当初予算の総額は157億7,000万円となっており、前年に対して4億7,000万円増となっております。平成26年度においてのさらなる点検、見直しも実施され、新規事業や拡充強化事業も見られ、予算総額に見合ったよりきめ細やかな予算編成になっていると認められます。

一例を挙げますと、小・中学校の施設整備を適切に事業実施をされていかれることです。学校の校舎は、昭和40年から50年に建設された建物が多く、耐用年数が近づいてきております。地震対策としても、非構造部材の耐震化及び大規模改修を順次進めていくにも計画的にされてきております。今後も必要だと思います。市内12の小・中学校の非構造部材を含めた耐震改修は、今年度、26年度で完了したことは一つの安全・安心の確保であります。児童・生徒の学習環境の向上や安全対策を考え、また災害時の避難場所としての活用も大いに期待でき、これを早く進めておられることは大いに評価しております。

平成24年度の予算には、真正中学校の増築工事が実施され、平成28年度から使用となります。少子化が進む中、教室、ランチルームほか、増築・改修していきます。最大に教室が使用されるのが平成32年ころと聞き、大変学ぶ子どもがふえるということを喜んでおります。生徒たちが素晴らしい学習環境のもとで中学校生活を送れることを大変うれしく思っております。そのほか、地元の産業活動の支援や景気雇用対策、さらに観光振興策を、本巢市の森林を観光資源として活用する平成27年度予算は、配置はきめ細やかで適切だと判断をいたします。

本巢市は、県内で18番目の市として平成16年に誕生しました。平成18年からは、本巢市第1次総合計画を策定し、着実に実施してきました。さらに、平成27年度は、本巢市第2次総合計画策定年度です。元気で笑顔あふれる本巢市づくりに向け、本巢市第2次総合計画へ進もうとしております。その中において、将来人口の目標で、平成17年度当時は3万7,481人、以後の目標人口として、平成22年が3万5,500人、平成27年は3万5,700人とされておりました。平成24年4月からは、外国人も加えての人数とはいえ、大きく減になることもなく、今では3万5,400人弱とほぼ現状維持をしております。南部においては、宅地開発が鈍化したとはいえ、アパート、戸建て住宅が建ち続けています。本巢市を選んで転入してくる人が魅力があると感じているからです。引き続き、この政策がほかにも支持されて、数ある居住候補地から、本巢市に住みたい、行ってみたいと感じる環境づくりや情報発信で、この本巢市を選んで転入や観光にも来てくれるように、また人がふえることを期待しております。

そのようなことを市長が財政方針の中で言われていることは、将来にわたり、財政の健全性を維持していくためには、5年、10年後の収入に見合った歳出規模、財政構造にしていかなければならない。限られた財源を効果的・効率的に活用することを基本に、合併による効率性や合併の効果を徹底追及することが必要と考えられております。この平成27年度予算からもそれがうかがえます。

以上の理由により賛成をいたします。皆様方にもよろしく御賛同のほどお願いいたします。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

ただいま議題となっております議案第25号 平成27年度本巢市一般会計予算について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

本来なら、修正案を提出すべきとは思いますが、今回は反対の理由を順次述べさせていただきますので、議長におかれましてはよろしく願いをいたします。

真正幼稚園園舎改修事業に3,000万近くが計上されています。平成24年3月、6月議会において、糸貫西幼稚園の建築に際し、建築資材の物質検査の品目について一般質問をいたしました。以前は、6品目の物質検査でしたが、今では13品目となり、発育段階の子どもが成長時を過ごす施設を安心して使用できるようになりました。園舎改修事業及び学童等が通う施設等において、きめ細かな予算が計上されており、市長のいわゆる安心・安全が確保されるようになってきたことは非常に喜ばしく思います。

また、留守家庭教室整備改修事業においても、6,483万1,000円が計上されていますが、この事業についても多くの父兄の方から、対象を広げていただけないかとの要望が多かったと聞いております。この予算が通れば工事が進み、来年度6年生までの対象となり、市民の声を反映した予算だと思います。また、幼稚園、小学校、中学校関係の予算が多く計上され、豊かな環境の中で学ぶことができるようにとの心遣いが感じられる予算配分だと思います。重度障害者タクシー利用助成事業に240万円ほどの予算が計上されています。重度の障害者の方にタクシーチケットを交付し、利用料金の助成を行うとのこと。体の不自由な方たちにも心を配り、また障がい児及び障がい者に対するきめ細かな予算配分もなされています。

また、産業建設関係については多くの予算が計上されていますが、一つ一つの予算配分を見ますと、市民の声を少しでも反映しようと、汗のにおいのする予算配分がなされています。また、農業関係においても、きめ細かな補助金等の予算配分がなされていますし、農業者の方たちには頭の痛い鹿やイノシシなど農産物被害において、考え方を少し変化させ、カラスや猿、鹿やイノシシを追い払うのではなく、もともと絶つという思いなのか、野生獣肉処理加工施設整備事業が新規で7,642万8,000円計上されていますが、もう少し前向きな計画でもよかったのではないかと思います。

また、ようやくとの思いもある築後67年も経過している山口頭首工の改修事業に関する予算が組み込まれています。今でも、大雨の折などには、地元の方たち、農業関係の方たちが心配で頭首工まで来ておられます。国・県とのこともあり、今すぐにというわけにはいかないかもしれませんが、33年度に改修工事の計画ではなく、一刻も早く市民の心配がなくなり、市長の目指す安心・安全なまちづくりが行われることを切に願うものであります。

今予算の内容等々を見るにつけ、きめ細かな心配り、よく考えられた予算だと思います。市長さん初め、議員の方たちは、少しでも本巢市をよくしようと東京まで足を運び、関係各位に対し頭を下げ、市民の思いを達成させるべく、補助金等がいただけるよう汗を流しておられます。山口頭首工関係の予算などを含め、陳情の成果がかいま見られる予算だと思います。

市長さん初め、多くの人たちの知恵と汗のにおいのする予算ではありますが、私としては、観光協会及び日中友好協会のあり方、また補助金のあり方について疑問を抱いております。今回も、観

光協会の予算が計上されていますが、事業目的に市内観光資源への来訪者の誘客と、節度ある観光振興を推進しますと記載されています。事業概要の中には、ガイドブック、ポスター等の制作及び観光土産品の開発、また他市の環境協会と連携をした広域観光の促進等々うたわれております。

私も観光協会の一員として参加はさせていただいておりますが、市が言われるような活動が行われているとはとても思われません。ガイドブック一つを見ても、概要には制作と記載されていますが、本市にも同じような課があり、ガイドブックなどの制作などを本市が行えば経費が少なく済むと思いますし、ガイドブック、ポスターなどは、人の目に触れてこそ、また手にとっていただいてこそ価値があるのではないかと思います。役所の中などに置かれているようでは目的が十分に果たされているとは思われません。また、観光土産品の開発等も記載されておりますが、これなどは民間企業が行うべきことであり、観光協会が行うべき事業ではないと思いますので、この予算について到底賛同はできません。

また、日中友好協会についての補助金に対しても反対とします。私は、年に数回、本巢市に観光、研修に来てくださる中国の方たちを自宅にお招きしています。つい先日も、市長さん、教育長さん、また議長さんたちに御協力をいただき、役所の役割、議会のあり方等々、研修、見学、また給食の試食もさせていただきました。老人ホームも研修、見学させていただくことができたことから、根尾の四季彩館で1泊してもらうこととなりました。

今回、お見えになられた18名の中国の方たちの中には、中国ライオンズクラブのメンバーの方が数名おられ、本巢ライオンズクラブの会長さん、また岐阜市のライオンズクラブの会長さんたちとも交流をしていただきました。参加された中国の方たちは非常に喜んでおられました。また、来年も友達を連れて、この本巢市に来たいというようなことを言っておられました。このような行為は、観光協会や日中友好協会が行うべきと思いますが、本市の日中友好協会の掲げる目的、事業が初期の計画からかけ離れているような気がしてなりません。

日中友好協会の若い翼青少年海外育成事業に関しては、中国と本巢市が交互に行っていると聞いています。本巢市から海外派遣として行かれる生徒さんを募集したところ、オーストラリアへは申し込みが多く、選考会まで開催して決定するのに対し、事業目的に記載されている中国派遣に対しては、募集定員10名を満たさなく、再度募集をしたと聞き及んでおります。また、事業目的に記載されている中国語会話講座は今は行われていないとのこと。また、中国文化を知るための事業として、今何が行われているのか、多くの市民は承知をしておりません。初期の目的、事業が行われていなく、予算の大半が人件費とのこと。このようなことから、日中友好協会関連の予算は認めるわけにはいきません。

以上のような理由から、平成27年度一般会計予算を反対とします。議員各位におかれましては、御賢察の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。以上。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 中村重光君。

○11番（中村重光君）

賛成討論を短くさせていただきます。

市長は、3月2日、初日に所信表明をされました。平成27年度市政運営の基本姿勢は、3点の基本方針を定め、重点的に取り組む6点の基本政策に基づき、元気で笑顔あふれる本巢市づくりを推進していく考えであるということが発表されました。それが一般会計157億7,000万、対前年比3%増の今年度の会計予算でございました。

特色につきましては、皆様方も御存じのように、本巢市も少子・高齢化の時代を迎えております。特に突出した項目については、教育費に多くの予算がついているということでございます。対前年比119%の増であります。本巢市の現状は、真正地区に多くの若者が移住してまいっております。その対応策として、真正幼稚園、真正小学校、中学校等の増築、また芝生化、また留守家庭教育のための改造費等であります。

また、本巢小学校においては太陽光発電、また大規模改修費はグラウンド改修費用でございます。将来を担う本巢市の宝である子どもたちに関する教育費の増大については、高く評価をする一人です。特に、特色ある全体の予算の中で、先ほど反対意見も出ましたが、庁舎等検討事業、また山口の頭首工改修事業、また野生獣肉処理加工施設整備事業、また東海環状自動車道糸貫インターチェンジ近郊の環境整備の強化、また都市計画区域の見直し等々、短期、中期、長期にわたっての予算が計上されておるものと判断をいたしております。

それによって、平成27年度一般会計については、高く評価を総合的にさせていただきます、賛成の討論にかえます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第25号 平成27年度本巢市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21 議案第26号及び日程第22 議案第27号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第21、議案第26号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計予算について、及び日程第22、

議案第27号 平成27年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第26号及び議案第27号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋勝美君。

○文教福祉委員会委員長（高橋勝美君）

それでは、議案第26号 平成27年度本巣市国民健康保険特別会計予算についての審査の経過と結果について御報告します。

執行部からの補足説明を受けた後、審査を行いました。

委員からの特定健診の件数についての質問には、6,000人ほどの対象者のうち、半数ほどの方が受けていると説明がありました。出生一時金予算の減額理由についての質問には、受給件数が、23年度は37件、24年度は43件、25年度は24件と推移しており、実態に合わせ減額したとの説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号 平成27年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についての審査の経過と結果について報告いたします。

審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（黒田芳弘君）

議案第26号 平成27年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の審査の内容を報告いただきましたけれども、そのほかで、例えば国民健康保険会計の中で、特に国民健康保険税が非常に重い負担になっているという状況がありますけれども、そういったことについての議論とかはございませんでしたか。

○議長（黒田芳弘君）

文教福祉委員会委員長 高橋勝美君。

○文教福祉委員会委員長（高橋勝美君）

今の質問に対しては審査はなかったです。意見は出ませんでした。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、これまでも繰り返し指摘しておりますように、国民健康保険の保険税というのは、所得の低い人ほど負担率が大きくなるという逆転現象が起きています。社会保障という観点から、その是正が求められているところでもあります。さきの一般質問で、今後、調査・研究したいというような答弁がありましたので、今後に期待したいとは思いますが、けれども、残念ながら、委員会で、そうしたことについての議論がなかった。本当に残念に思います。

今回の予算には、今申し上げましたようなことが反映されていない。今後に期待するにしても、少なくとも今回の予算には反映されていないという状況の中で、本予算案については反対をいたします。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

私自身も国民健康保険に入っておるわけでありまして、この国保というのは、国でも市町村でも大体一緒でしょうが、大体3分の1の人が加入しておると。3分の2は入っていないのが大体现状かなということで、我々国保の被保険者としては、国に対して、また市町村に相当援助してもらって、この運営ができておるといふようなことも考えて、今反対討論で、そのことは理解はできますけど、我々としては本当に大変ありがたいということが現状かなと思っております。少し改善をしていくということもありますし、そのほか全体を考えていまして、反対というふうなことではなくて、前向きに捉えて賛成をしていく所存であります。そのようなことで賛成討論といたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第26号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第27号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第27号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第23 議案第28号から日程第26 議案第31号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第23、議案第28号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計予算についてから日程第26、議案第31号 平成27年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第28号から議案第31号までについては、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

議案第28号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計予算についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

執行部から補足説明を受けた後、審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についての審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

執行部から補足説明を受けた後、審査に入りましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計予算についての審査の経過と結果について御

報告を申し上げます。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。委員からの公共下水道使用料の収納状況についての質問には、執行部から、昨年9月議会の決算報告では704万4,689円の滞納額であったが、今年2月までに、そのうち37万2,697円の収納があったとの御回答でございました。委員からの水道使用料の滞納には給水停止等の対応ができるが、下水道使用料の滞納への対応方法はあるかとの質問には、滞納者のお宅を訪問し、納付のお願いをする方法以外にはないと回答があり、委員から、使用料を納めている市民の不利益とならないよう、徴収に努めてほしい旨の要望がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第31号 平成27年度本巢市水道事業会計予算についての審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

委員からの老朽化した水道管の取りかえの際は、耐震性のある管を使用しているのかとの質問には、執行部より、耐震性が高く、さびにも強い管を使用している旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（黒田芳弘君）

議案第28号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第28号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第29号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第29号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第30号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第30号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第31号 平成27年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第31号 平成27度本巢市水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第27 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第27、発議第1号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第1号について、提出者に説明を求めます。

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

発議第1号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法第112条及び本巢市議会会議規則第13条の規定により提出する。平成27年3月26日。提出者、本巢市議会議員 大西徳三郎、あと賛成者としまして、後藤議員、若原議員、村瀬議員、鏝本議員の賛成者を得て提出するものであります。宛先は、本巢市議会議長 黒田芳弘様であります。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第6条の規定に基づく地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、委員会が出席説明を求める者に係る規定の改正が必要となるため、この条例を定めるものであります。

2ページに条例の案が記載されております。

本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例。

本巢市議会委員会条例（平成16年本巢市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第20条中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。附則としまして、実施期間、この条例は平成27年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、2番目でありますけど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第20条の規定は適用せず、この条例による改正前の第20条の規定は、なおその効力を有するというものであります。

よろしく御審議いただきまして、賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第1号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第28 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第28、発議第2号 地方創生特別委員会の設置についてを議題といたします。

発議第2号について提出者に説明を求めます。

15番 後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

それでは、地方創生特別委員会の設置について発案をいたします。

提出者は、私後藤壽太郎、賛成者、大西徳三郎及び若原敏郎及び村瀬明義及び鏝本規之であります。

提案理由及び内容につきましては、朗読をいたしまして、その理由にかえさせていただきます。

提案理由。まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に関し、調査・研究するための特別委員会を設置しようとするもので、本巣市議会委員会条例第6条第1項の規定により発案をするものであります。

内容におきましては、1. 本会議に地方創生特別委員会を設置し、委員定数を7人とする。2. 議会は、地方創生特別委員会に対し、次の事項を付託する。(1)本巣市における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に関する調査・研究に関すること。3. 地方創生特別委員会は議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続して調査・研究を行うものとする。

以上であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

提案理由の中に、調査・研究というふうに書いてありますが、調査・研究が目的なんでしょうか、また調査・研究の上で、何か次のステップを目標にしているのか、どちらなんでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

15番 後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

調査・研究をいたしまして、本巣市民のための総合戦略、これから本巣市をいかによくしていって、人、また町がよくなるかということを経験者のみなんで話し合っ、その方向性を行政に持っていきたいなということをおもっています。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

そうすると、行政のほうで、総合戦略のための策定の委員会を設置する。それとの競合ということも考えられるわけですけども、そういった絡みというのはどこまで詰めておられますか。

○議長（黒田芳弘君）

15番 後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

本巣市議会の特別委員会というのは、行政の総合戦略を後押しし、またそれに肉づけができたらいいなということをおもっています。決して、けんかをするためのものではないということ、後押しできるものでありたいなということでもあります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

そうすると、最初に申し上げました調査・研究というふうに書いてあるというのは不十分じゃないんですかね。調査・研究の上、こういう目的を持って設置をして活動するんだというふうにしなると、調査・研究とは書いてあるけれども、それ以上にいろんなことをこれから考えてやっっていくというふうにもとれますが、そうすると、きのうもいろいろ話を出しましたし、出ましたけれども、どちらへ行くかちょっと不明確な部分が残っている、十分詰められていないような気がいたします

が、3回目ですのでこれで終わりますけれども、どうでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

15番 後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

委員会といたしましては、調査・研究をし、本巢市の現状に合わせたよりよい総合戦略になっていけばいいなということで、ここでは調査・研究をし、またその中から、多分行政のほうへ、また委員会の中へ選ばれる人が見えるでしょうが、その後押しをするという部分でつくったと御理解を願いたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

特別委員会の性質からいきますと、ここには調査・研究とありますが、普通は審査が入ってくるわけですが、その間に議会があるわけですが、当然議会のたびに報告があるわけですね、特別委員会の中の報告。最後に、この4ページの3番目に、調査終了まで継続するということですが、最終的な調査・研究が終わった場合には、本会議に対して議決を求められるとか、そういう予定も含まれているのでしょうか、その辺をお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

15番 後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

本会議に対しての議決はここでは求めています。策定というのは、一応来年度、27年度秋ごろまでに、行政のほうの策定をされるということで、まず、そこまでこの部分に対して調査・研究をしながら、特別委員会の中で意見を出し合っていこうという部分であります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

提出者は席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

きのうのやりとり、また先ほどのやりとり、総合して考えてみて、やはりこの特別委員会を設置する最終的な目的というのが明確には必ずしもなっていない。どういうふうに進めていくのかということも、朝の議運の報告ですと、いろいろなところと連携して研究をとかいうことをきのう議運で話し合ったということでありますけれども、でもその前にこの案というのは出されていたわけで、だから本当にどこまでのことをやって、最終的にどこまで行くのかということもきちんと明確にした上で提案するならば提案すべきだというふうにも思いますし、先ほど戦略の策定のための委員会に代表を3人送る、その後押しをするというふうにも言われました。そうすると、特別委員会であらういうふうにしましょうというふうになったときには、その3人はそれに縛られて、それ以外のことができない、非常に身動きがとりにくいという形にもなってきます。

そこまでのことを特別委員会の任務としているのかということ聞いても、なかなかそのあたりもはっきりしないという、残念ながら、非常に曖昧とした状態のままで、特別委員会だけが先走りしていると。さらに、恐らく半年間に策定をされていくという時間的な制約の中でどう進めていくかということは、なおさら時間がないだけに、きちんと事前にはっきりさせた上で踏み込むべきだというふうに思います。残念ながら、今回はやっぱりこれも拙速だというふうに思わざるを得ませんという理由で反対いたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鰐本規之君。

○3番（鰐本規之君）

この件につきまして、それぞれに思いの違うところもあろうかと思えますけれども、この委員会が設置されることによって、市が行おうとすべきことの後押し、またそのことが結果として形として出されたとしても、国において、その政策を取り上げていただければ何の価値にもならない。けれども、この提案は10月までではなく、その翌年も翌年もいろいろな形で提案をすることによって、国のほうでその案をよしとしていただければ、本巣市にとって非常に有意義なことになるであらうと思っております。

そのことに対して、議員一同一丸となって、また民間の知恵をかりながら、いろいろな力と知恵を結集して、いい提案をすべきとの思いから発案がされておりますので、よろしく御審議のほど、御賛同願えることをお願いして、賛成の討論といたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第2号 地方創生特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

お諮りします。地方創生特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、地方創生特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 地方創生特別委員会委員の選任について

○議長（黒田芳弘君）

追加日程第1、地方創生特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。地方創生特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

後藤壽太郎君、瀬川治男君、若原敏郎君、道下和茂君、臼井悦子君、船渡洋子君、鏝本規之君、以上7名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、地方創生特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより、地方創生特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。地方創生特別委員は、第1委員会室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定より、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは暫時休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時31分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

地方創生特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので御報告いたします。

地方創生委員会委員長 道下和茂君、副委員長 若原敏郎君、以上のとおりです。

閉会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第1回本巣市議会定例会を閉会いたします。25日間にわたりまして、大変お疲れさまでした。

午後2時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員